

栗原市地域福祉計画

〔第3期〕

宮城県 栗原市

平成29年3月

はじめに

今日の地域社会では、少子高齢化、人口の減少、更には核家族化などが要因となり、日常生活を送る上で様々な課題が多様化・複雑化の一途をたどっており、孤立しがちな高齢者や障害のある人、子育てに不安を抱える保護者をはじめ、自殺やいじめ、虐待など、福祉制度では十分に対応できない課題も増加しており、地域で支え合い、助け合いながら、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めることが求められています。



また、大規模な災害時には、身近な市民相互による支援の仕組みが必要になっており、住民同士の助け合い、いざという時の支え合いの体制づくりも急務となっています。

栗原市では、これまでの5年間、地域福祉計画〔第2期〕に基づき、地域住民すべてで支え合う福祉の仕組みづくりに向け、社会福祉協議会をはじめとして、関係機関・団体と協働して、各種施策に取り組んでまいりました。

現在の計画が平成28年度をもって終了しますので、今後も引き続き、「互いに支え合う、優しさと思いやりに満ちたまち」を目指し、更なる地域福祉を推進するため「栗原市地域福祉計画〔第3期〕」を策定いたしました。

今後は、本計画を地域福祉推進の基本となる計画として、本市がこれまで培ってきた「近助」の精神を財産に、人と人とのつながりを大切に、地域住民の皆さんと常に連携協働し、今まで以上に、より積極的に地域福祉を推進してまいりますので、市民の皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画を策定するに当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係機関・団体、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に、心から感謝を申しあげます。

平成29年3月

栗原市長 佐藤 勇

●● 目 次 ●●

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	地域福祉について	3
3	計画の位置付け・計画期間	4
第2章	地域福祉を取り巻く現状・課題	9
1	栗原市の概況	9
2	地域福祉にかかる現状と課題整理	13
3	地域福祉にかかる課題整理	20
第3章	計画の基本的な考え方	23
1	基本理念	23
2	基本目標	24
3	施策体系	26
第4章	施策の展開	27
	互いに支え合う地域づくりに向けて	27
	基本目標1：「みんなで作る支え合いの地域づくり」	29
	施策1-1 地域福祉の醸成	29
	施策1-2 地域活動の推進	32
	基本目標2：「利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり」	35
	施策2-1 利用しやすい環境づくり	35
	施策2-2 自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進	38
	基本目標3：「自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり」	41
	施策3-1 保健・医療・福祉の連携	41
	施策3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進	44
第5章	計画の推進	47
1	計画の推進体制	47
2	個別計画での取り組み方針	48

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

近年の少子高齢化の進行や社会の生活様式の多様化、社会経済の低迷による雇用の不安、生活困窮者の増加などを背景に、支援を必要とする人は増加しています。かつては家族や地域社会の相互扶助によって支えられてきましたが、地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、地域でのつながり、関わり合いは希薄化しています。

栗原市（以下「本市」とします。）には、暮らしのなかで様々な支援を必要としている方々がともに暮らしており、起こりうる困りごとは様々です。また、困りごとは複雑、多様化し、福祉サービス等による支援ニーズは、制度の枠を超えることも多くなっています。

こうした多様な福祉ニーズに対応するために、本市では保健福祉施策の充実に努めていますが、制度の狭間にあって公的な支援や制度では対応できない場合や、複数の困りごとを同時に抱えるなど、現状の保健福祉施策による支援やサービスだけでは十分に対応できない場合も生じており、市や一部の市民の努力のみで対応するのではなく、市民一人ひとりの取り組みとともに、住んでいる地域で“互いに支え合う”仕組みを考えていく必要があります。

第2期栗原市地域福祉計画では、地域福祉の基本的な理念やあり方をはじめ、地域で支え合う地域福祉の推進を考え、包み支え合う意識の醸成と仕組みづくりに向けて取り組んできました。

新たに策定する第3期栗原市地域福祉計画（以下「本計画」とします。）では、市民一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを基本とし、市や事業者、市民の役割による地域での困りごとを様々な支援につなぐ、支え合う仕組みづくり、人材の育成、福祉サービス利用者の権利をどう守っていくかなどについてまとめ、地域の実情に合った地域福祉の推進をめざします。

(2) 地域福祉を取り巻く国・県の動き

わが国では、平成12年(2000年)の「社会福祉法」の制定(「社会福祉事業法」からの改正)をはじめ、子どもや障害のある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

近年では、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害の発生や、全国的に生活保護受給者が増加しているなかで、避難行動要支援者の問題や生活困窮者への支援など、従来の分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な福祉課題も顕在化しており、平成27年(2015年)の生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立支援制度の創設をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に向けて身近な地域での様々な支え合いや助け合いの活動との連携を図るなど、地域福祉を念頭においた法制度の改正が進んでいます。

また、平成27年(2015年)9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」や地域力強化検討会では、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりに向けて、引き続き地域福祉の推進が求められています。

こうした動きを受け、宮城県では平成28年(2016年)3月に「宮城県地域福祉支援計画(第3期)」を策定し、地域福祉活動の中核を担うセーフティネットの構築に向けて、体制や人材育成に取り組むこととしています。

また、高齢・障害・子ども等の分野に関係なく、制度の狭間の問題等、対応困難な福祉課題に対応していくために、それぞれの専門分野の関係者との一層の連携強化が求められています。

図表 (参考) 近年の福祉に関する主な法律の状況

施行年	法律名
平成12年	介護保険法 社会福祉法(社会福祉事業法からの改正) 児童虐待の防止等に関する法律
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成18年	障害者自立支援法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成25年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) (障害者自立支援法からの改正)
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成27年	子ども・子育て支援法 介護保険法改正 生活困窮者自立支援法
平成28年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

2 地域福祉について

地域福祉とは、地域に暮らす市民や社会福祉法人、ボランティアなどが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として住み慣れた地域に暮らし、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような地域社会をつくりあげていくことをいいます。

したがって、地域福祉を進めていくためには、すべての市民が福祉に対する理解を深め、地域での各種活動に積極的に参加するなど、行政だけではなく、市民や地域で活動する団体、事業者が様々な情報を共有し、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

現在、保健福祉に関する分野別の計画は、主に「高齢者」「障害のある人」「子ども」等の対象ごとに策定されていますが、地域福祉計画は「地域」という視点から、市民とともに地域において支援を要する様々な人の生活を支えていくための計画です。

そのため、「高齢者」「障害のある人」「子ども」等の対象ごとに取り組むのではなく、「地域」という視点から、市民とともに支援を要する様々な人の生活を支えていくため、保健福祉の分野に限らず、防災、防犯、生きがいつくり等、様々な場面で連携し、日ごろから住民同士が見守り、助け合いながら生活できる身近な生活環境づくりが求められます。

そこで本計画では、以下のような視点から地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

- 身近な地域での福祉活動の推進に向けて、自治会、ボランティア・NPO をはじめとした市民の皆さんと連携・協働して取り組みます。
- 地域に暮らす、すべての人々が、サービスや支援の受け手であると同時に担い手であることを認識し、互いに支え合う関係づくりに取り組みます。
- 日常的なつながりを深めていくために、地域での活動とともに、概ね 5～10 世帯を単位とした近隣での支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 本計画では、市民生活の視点から、様々な地域課題を見つめることを大切に、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

3 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

① 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第 107 条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

参考までに、社会福祉法第 107 条に基づく、3 つの事項の具体的な内容を例示します。

具体的な取り組み (例)

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用に関する事項
 - 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
 - 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
 - サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援 (インフォーマルサービス) が地域で連携するための体制づくり
 - 民間事業者や NPO 法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
 - 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 地域住民、福祉活動団体、NPO 法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
 - 地域福祉を推進する人材の育成・確保

さらに、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」、「生活困窮者自立支援法策について必要な事項」も盛り込む事項として追加されています。

この具体的な事項としては、次のような内容があたります。

具体的な取り組み（例）

1 避難行動要支援者の支援方策に関する事項

○避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新、支援等

2 生活困窮者自立支援法策について必要な事項

○生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」役として、生活困窮者を受け止める機能

② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、本市では栗原市社会福祉協議会において策定しています。

なお、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決をめざして、市民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

（参考）社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

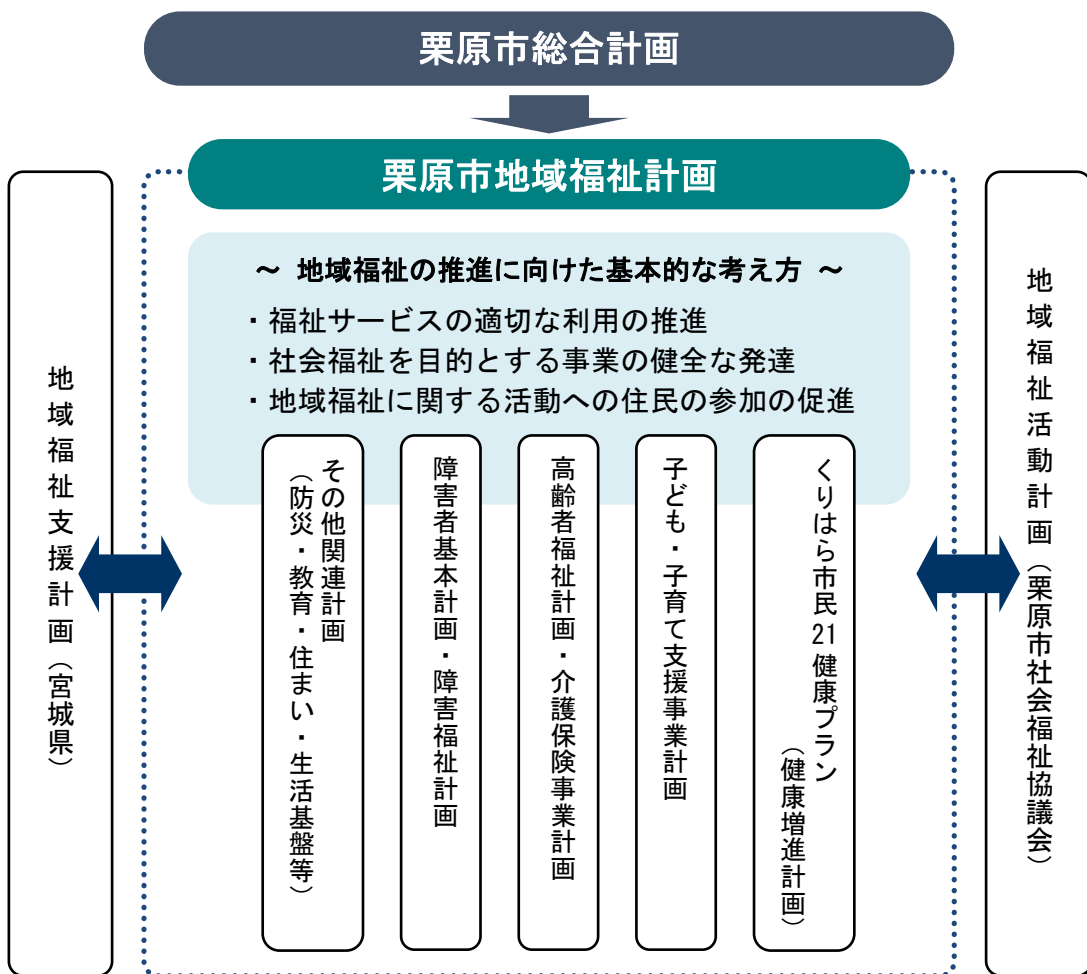
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 分野別計画との関係

本計画は、「栗原市総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための基本的な考え方を定め、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにするとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

また、本市の地域福祉を推進するうえで両輪となる計画として、地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



(3) 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 5 年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 主な計画と計画期間

計画名	年度	平成 26 年度 (2014)	27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	33 年度 (2021)	34 年度 (2022)	35 年度 (2023)	36 年度 (2024)	37 年度 (2025)	38 年度 (2026)
総合計画														
地域福祉計画														
くりはら 市民 21 健康プラン														
障害者基本計画														
障害福祉計画														
高齢者福祉計画 介護保険事業計画														
子ども・子育て支援 事業計画														

(4) 策定体制

本計画の策定にあたっては、市民へのアンケート調査及び団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、計画への意見の反映に努めました。

① アンケート調査

アンケート調査は、本計画の策定にあたり、互いに支え合う地域福祉の実現に向けて、市民の皆さんの意見、要望等を収集し、計画に反映させることを目的として実施し、計画に反映するよう努めました。

《 調査概要 》

- 調査対象：栗原市内にお住まいの20歳以上の方
- 抽出方法：性別、年齢、地域を勘案して、2,000名を抽出
- 調査内容：地域の福祉環境や福祉活動に関すること
- 調査期間：平成28年10月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収票数	回収率
2,000票	965票	1,035票	48.3%

② ヒアリング調査

ヒアリング調査は、アンケート調査結果及び計画素案をもとに、各地区地域活動の主体となっている支部社会福祉協議会の方々をはじめ、地域活動団体、民生委員・児童委員等の方々に、各地域で求められる地域活動や地域での支え合い、今後必要な取り組み等について、座談会形式で意見をうかがいました。

③ パブリックコメント

市のホームページに計画(案)を掲載するとともに、市役所及び各総合支所(計：11か所)に計画(案)を掲示し、市民の皆さんの意見をうかがいました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

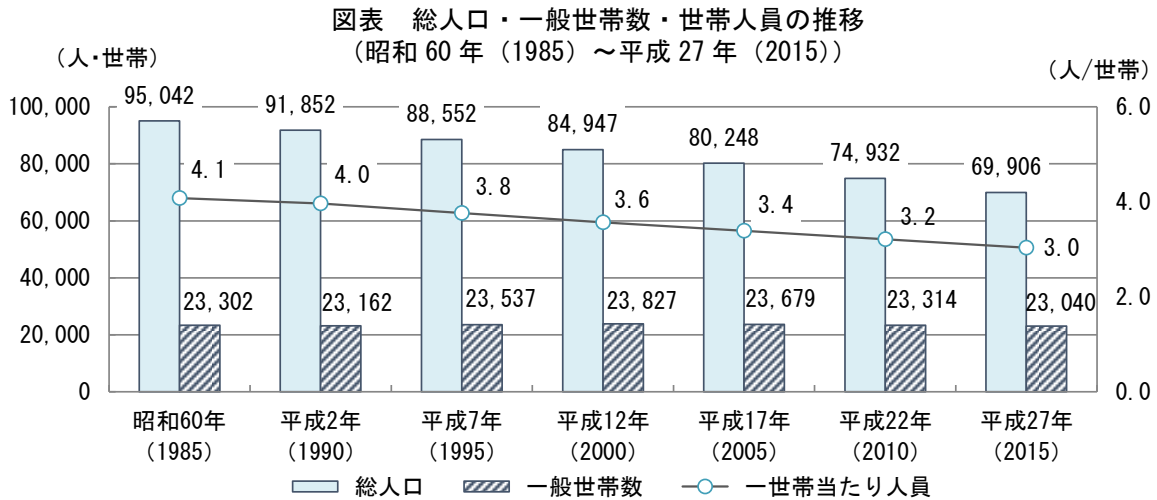
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

1 栗原市の概況

(1) 人口・世帯

国勢調査による近年（昭和60年（1985年）～平成27年（2015年））の本市の総人口、一般世帯数、世帯人員の推移をみると、平成27年（2015年）における総人口は、69,906人となっており、昭和60年（1985年）の総人口と比較すると、約25,000人、26.4%減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

一方、一般世帯数は増加傾向にありましたが、平成17年（2005年）に減少に転じ、平成27年（2015年）の一般世帯数は23,040世帯、一世帯当たり人員は3.0人と減少が進んでいます。



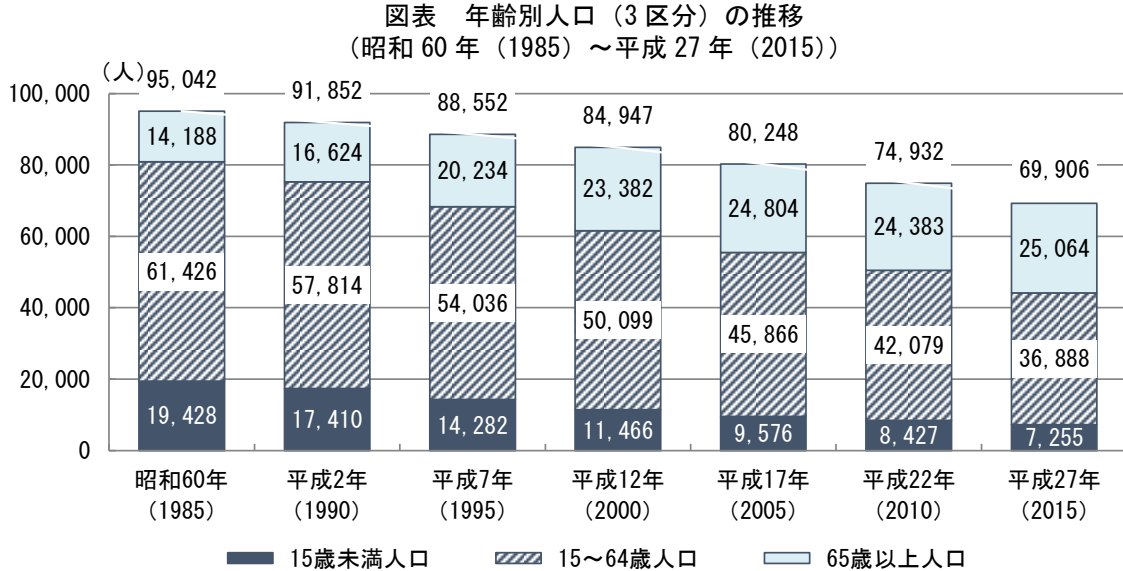
年次	人口 (人)				世帯	
	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	一般世帯数 (世帯)	一世帯当たり人員 (人/世帯)
昭和60年 (1985)	95,042	19,428	61,426	14,188	23,302	4.1
平成2年 (1990)	91,852	17,410	57,814	16,624	23,162	4.0
7年 (1995)	88,552	14,282	54,036	20,234	23,537	3.8
12年 (2000)	84,947	11,466	50,099	23,382	23,827	3.6
17年 (2005)	80,248	9,576	45,866	24,804	23,679	3.4
22年 (2010)	74,932	8,427	42,079	24,383	23,314	3.2
27年 (2015)	69,906	7,255	36,888	25,064	23,040	3.0

※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：国勢調査

① 年齢別人口

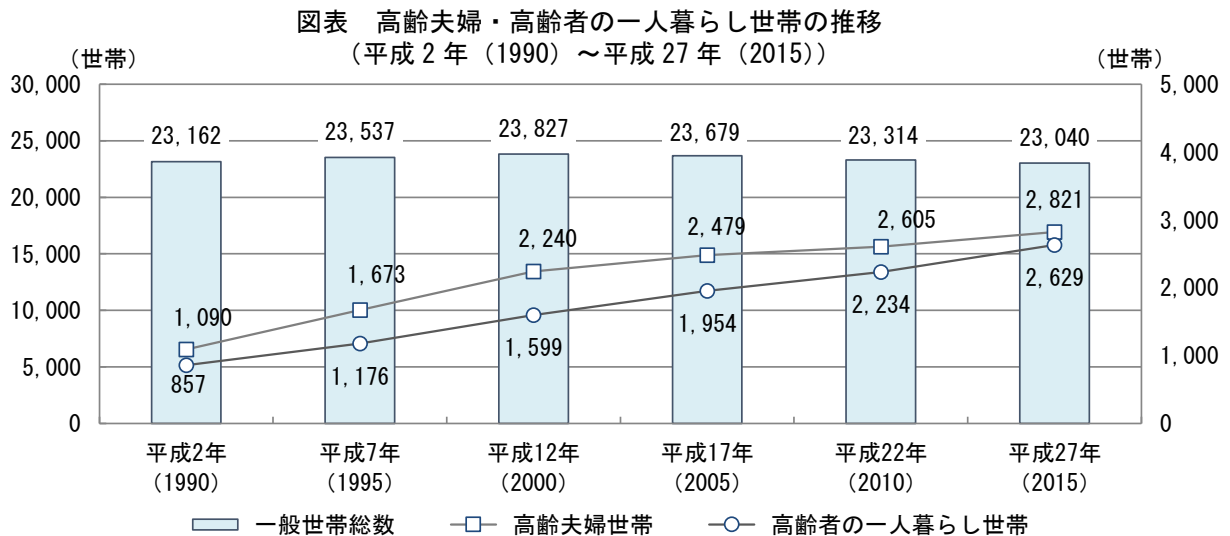
国勢調査による年齢別（3区分）の人口推移では、昭和60年（1985年）以降、15歳未満人口は12,173人（-62.7%）、15～64歳人口は24,538人（-39.9%）減少する一方で、65歳以上人口は10,876人（176.7%）増加しており、総人口の減少が進むなかで、少子高齢化の進行がみられます。



資料：国勢調査

② 高齢夫婦・高齢者の一人暮らし世帯

国勢調査による平成27年（2015年）の高齢夫婦世帯は2,821世帯、高齢者の一人暮らし世帯は2,629世帯となっており、平成2年（1990年）以降の推移では、一般世帯数が減少しているなかで、高齢夫婦世帯、高齢者の一人暮らし世帯は、約2.5～3倍に増加しています。



資料：国勢調査

(2) 人口移動

平成17年(2005年)から平成26年(2014年)の人口移動の状況をみると、自然動態(出生・死亡)については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で約650人の自然減が続いています。

また、社会動態(転入・転出)では、年度による増減はありますが、転出者数が転入者数を上回り、年平均で約420人の社会減が続いています。

こうした自然減、社会減による人口減は、年平均で約1,070人の減少となっており、近年の人口減少及び少子化の進行要因の1つであることがうかがえます。

図表 人口動態(自然動態・社会動態)の推移
(平成17年(2005)～平成26年(2014))

年次	自然動態(人)			社会動態(人)			増減(人)
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成17年(2005)	527	1,137	△610	1,757	2,188	△431	△1,041
18年(2006)	509	1,090	△581	1,536	2,067	△531	△1,112
19年(2007)	515	1,054	△539	1,539	2,085	△546	△1,085
20年(2008)	521	1,055	△534	1,413	1,986	△573	△1,107
21年(2009)	431	1,092	△661	1,482	1,869	△387	△1,048
22年(2010)	462	1,159	△697	1,411	1,814	△403	△1,100
23年(2011)	455	1,149	△694	1,582	1,753	△171	△865
24年(2012)	451	1,137	△686	1,302	1,751	△449	△1,135
25年(2013)	440	1,102	△662	1,376	1,715	△339	△1,001
26年(2014)	368	1,171	△803	1,428	1,794	△366	△1,169

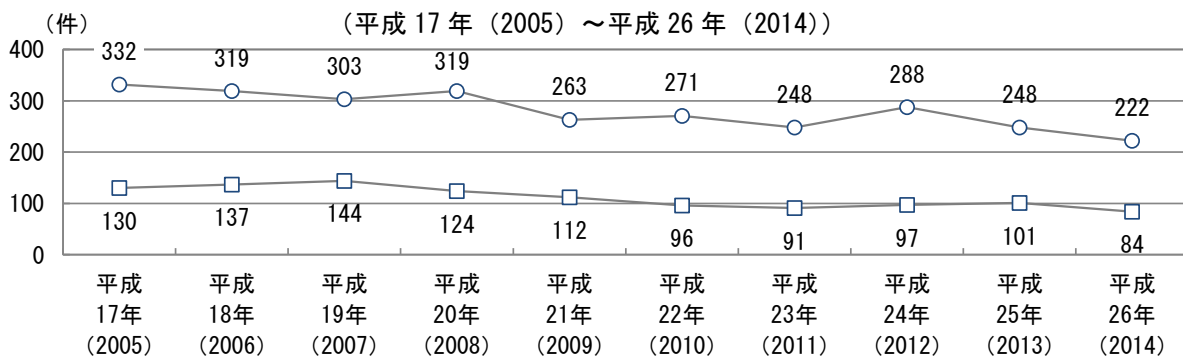
資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

(3) 婚姻・離婚

平成17年(2005年)から平成26年(2014年)の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は約280件、離婚件数は約110件となっています。

また、初婚年齢の平均は、男性30.8歳、女性28.6歳となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移



○—婚姻件数

□—離婚件数

資料：人口動態調査

(4) 産業・労働力

① 産業構造（就業人口）

国勢調査による就業者総数は、昭和60年（1985年）から平成22年（2010年）にかけて減少推移しており、平成27年（2015年）の就業者は33,661人となっています。

産業別にみると各産業ともに減少していますが、特に第1次産業は、昭和60年（1985年）より約3分の1に減少しています。

図表 産業構造（就業人口）の推移
（昭和60年（1985）～平成27年（2015））

年次	就業人口（人）				
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
昭和60年（1985）	49,597	15,231	15,783	18,564	19
平成2年（1990）	47,878	12,033	16,975	18,854	16
7年（1995）	45,167	9,422	15,945	19,766	34
12年（2000）	42,322	7,250	14,892	20,098	82
17年（2005）	39,372	7,017	11,744	20,562	49
22年（2010）	34,655	5,170	9,740	19,180	565
27年（2015）	33,661	4,834	9,195	18,774	858

資料：国勢調査

② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成27年（2015年）は36,969人となっています。

また、平成27年（2015年）の完全失業者数は1,455人、完全失業率は4.14%であり、平成22年（2010年）と比較すると減少しているものの、完全失業者数は、昭和60年（1985）の約1.5倍となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移
（昭和60年（1985）～平成27年（2015））

年次	労働力（人）			完全失業率（%）
	労働力人口	就業者数（人）	完全失業者数（人）	
昭和60年（1985）	50,584	49,597	987	1.95
平成2年（1990）	48,730	47,878	852	1.75
7年（1995）	46,398	45,167	1,231	2.65
12年（2000）	43,920	42,322	1,598	3.64
17年（2005）	41,646	39,372	2,274	5.46
22年（2010）	36,969	34,655	2,314	6.26
27年（2015）	35,116	33,661	1,455	4.14

資料：国勢調査

2 地域福祉にかかる現状と課題整理

(1) 地域で支援を必要とする人の動向

① 子ども・子育て

本市における近年の出生者数は、平成23年(2011年)以降減少推移となっており、平成26年(2014年)の出生者数は368人となっています。

また、保育所入所児童数は減少していますが、3歳未満の年間延べ児童数は増加傾向の推移となっています。

なお、現在本市では、幼稚園の3年保育及び保育所並みの預かり保育を実施し、3歳以上児の保育の確保に取り組んでいます。

図表 出生者数の推移(再掲)

区 分	平成21年 (2009)	22年 (2010)	23年 (2011)	24年 (2012)	25年 (2013)	26年 (2014)
出生者数(人)	431	462	455	451	440	368

資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

図表 保育所・幼稚園預かり保育の年間延べ児童数の推移

区 分	平成21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
保育所入所児童数(人)	11,814	11,403	11,740	11,683	11,786	11,464
うち3歳未満(人)	6,439	6,281	6,265	6,286	6,834	6,677
幼稚園預かり保育(人)	3,144	3,348	3,600	4,092	4,056	4,332

資料：子育て支援課

② 高齢者(要介護認定者・認知症高齢者)

高齢化が進むなかで、本市の介護保険の要介護(要支援)認定者数は、平成26年度9月30日現在で5,382人、認定率は21.7%に達し、年々増加しています。

国立社会保障人口問題研究所の人口推計では、今後65歳以上の人口は減少に転じることが見込まれていますが、要介護認定者数、認定率は増加すると予測されます。

図表 高齢者・要介護認定者・認定率の推移

区 分	平成21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)
65歳以上人口(人)	24,630	24,383	24,002	24,176	24,432	24,857
要介護認定者数(人)	4,248	4,411	4,671	4,954	5,246	5,382
認定率(%)	17.2	18.1	19.5	20.5	21.5	21.7

資料：介護福祉課調べ 各年9月30日現在

認知症高齢者については、平成 24 年度（2012 年度）に増加したものの、横ばいで推移しており、引き続き認知症への市民の理解や地域で支える取り組みが求められます。

図表 認知症高齢者の推移

区 分	平成 23 年度 (2011)	24 年度 (2012)	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)
認知症高齢者数（人）	3,112	3,333	3,294	3,287

資料：各年度末、認定調査より

③ 障害者（手帳所持者等）

本市の障害者数（手帳所持者等）は各年度で増減がみられ、平成 26 年度（2014 年度）末現在、身体障害者手帳交付者が 3,952 人、療育手帳（知的障害者の手帳）交付者が 704 人、精神障害者保健福祉手帳交付者が 391 人となっています。

また、平成 26 年度（2014 年度）末の特定疾患医療受給者数は 635 人、小児慢性特定疾患医療受給者数は 56 人となっています。

図表 障害者（手帳所持者等）の推移

区 分	平成 21 年度 (2009)	22 年度 (2010)	23 年度 (2011)	24 年度 (2012)	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)
身体障害者手帳	4,000	3,993	3,970	4,027	4,011	3,952
療育手帳	636	651	655	665	691	704
精神障害者保健福祉手帳	355	361	353	354	376	391
計（人）	4,991	5,005	4,978	5,045	5,078	5,047

資料：各年度 3 月末現在

④ 生活保護

平成 26 年度（2014 年度）末の生活保護受給世帯数は 494 世帯で、受給人員 643 人、保護率 9.15%となっており、平成 21 年度（2009 年度）と比較すると、受給世帯、受給人員、保護率ともに増加しています。

図表 生活保護受給世帯・人員・保護率の推移

区 分	平成 21 年度 (2009)	22 年度 (2010)	23 年度 (2011)	24 年度 (2012)	25 年度 (2013)	26 年度 (2014)
受給世帯（世帯）	382	431	443	459	487	494
受給人員（人）	528	605	618	618	653	643
保護率（%）	6.89	8.11	8.4	8.53	8.93	9.15

資料：各年度 3 月末現在

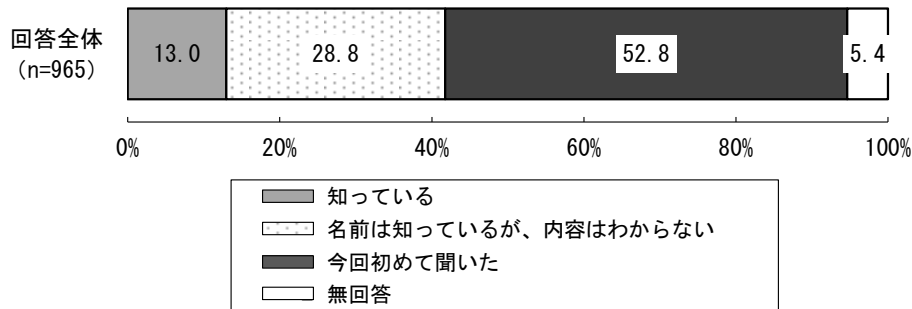
(2) アンケート調査からみる市民意識

① 地域福祉計画の認知状況

地域福祉計画について、「知っている」が13.0%、「名前は知っているが、内容はわからない」が28.8%、「今回初めて聞いた」が52.8%となっており、多くの市民が本計画の内容を知らないことがうかがえます。

今後は地域福祉について、市民の理解を深めていく必要があります。

図表 地域福祉計画の認知



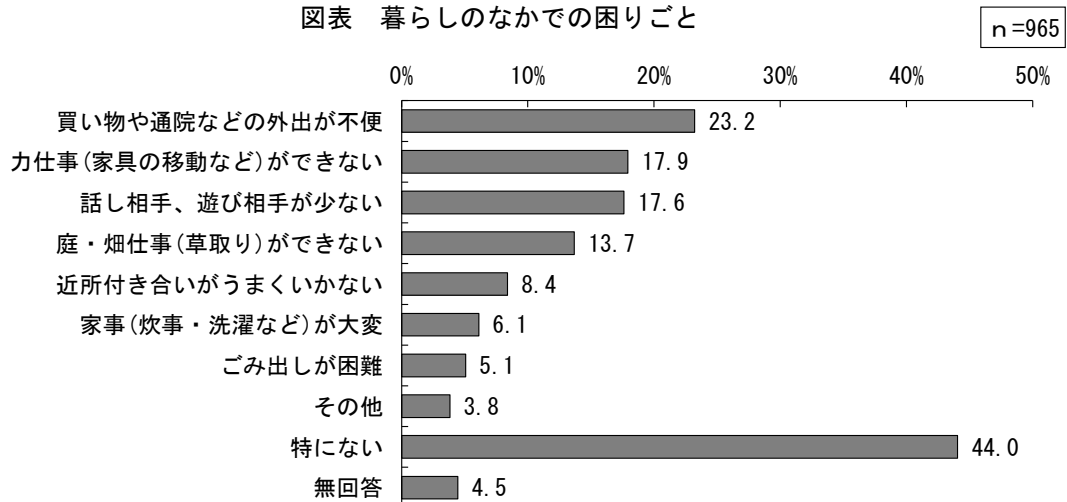
資料：アンケート調査

② 暮らしのなかでの困りごと・手助けが必要になったときの支援

暮らしのなかでの困りごとについては、「特にない」が44.0%と最も高くなっている一方で、「困りごとがある」と回答した割合は51.5%となっています。

困りごとの内容では、「買い物や通院などの外出が不便」(23.2%)、「力仕事(家具の移動など)ができない」(17.9%)、「話し相手、遊び相手が少ない」(17.6%)を上位に挙げています。

図表 暮らしのなかでの困りごと



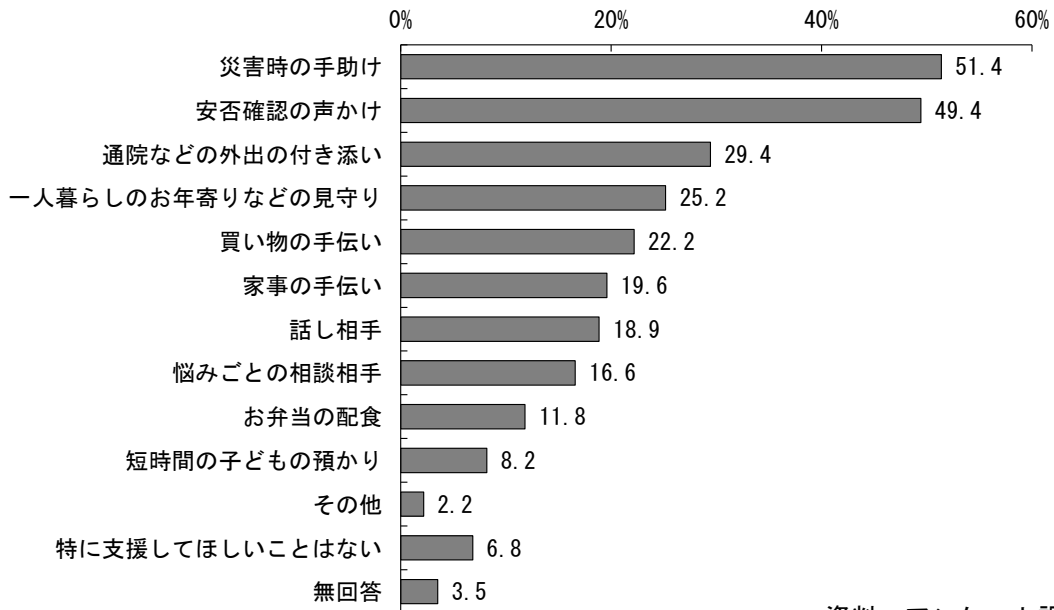
資料：アンケート調査

また、手助けが必要になったときの支援内容では、「災害時の手助け」が51.4%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」(49.4%)、「通院などの外出の付き添い」(29.4%)が上位に挙がっています。

今後はこうした暮らしのなかでの困りごとや手助けが必要になったときの支援内容をニーズと捉え、支援につなげていくことが考えられます。

図表 手助けが必要になったときの支援内容

n=965



資料：アンケート調査

③ 近所付き合いについて

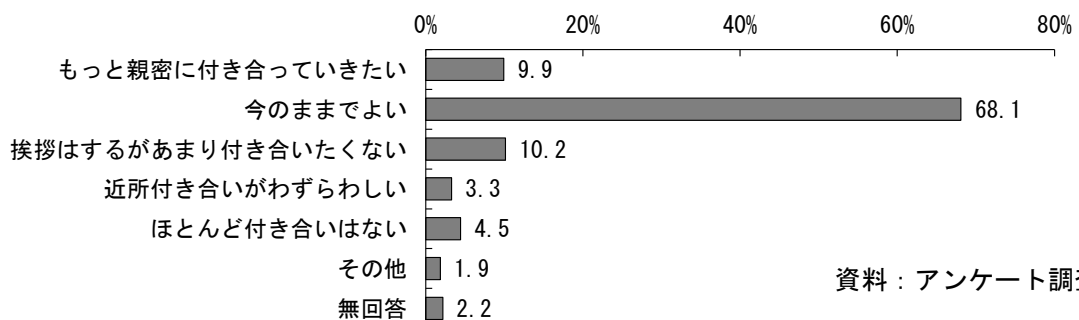
近所の方との付き合いについては、「今のままでよい」が68.1%と最も高くなっており、程よい近所関係が築かれていると考えられます。

一方で、「挨拶はするがあまり付き合いたくない」、「近所付き合いがわずらわしい」、「ほとんど付き合いはない」と回答した方も2割(18.0%)程度あります。

近所付き合いをはじめとする地域との関わりは、今後希薄になっていくことが懸念されるため、地域の様々な困りごとを発見し、支援につなげるためにも、ふだんから“顔の見える関係”を築くなど、引き続き、地域との緩やかなつながりを維持していくことが望まれます。

図表 近所付き合いについて

n=965



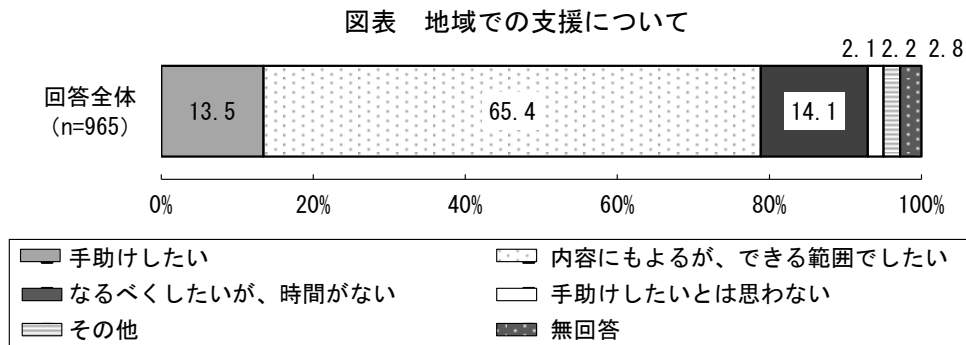
資料：アンケート調査

④ 地域での支援について

地域での支援については、「内容にもよるが、できる範囲でしたい」が65.4%と最も高く、手助けしたい意向が高くなっています。

そのため、こうした手助けや参加への意向を行動につなげられるよう、地域活動へ参加しやすい取り組みが必要です。

さらに、前述の暮らしのなかでの困りごと・手助けが必要になったときの支援をできる範囲で支援に結びつけていく取り組みが求められます。

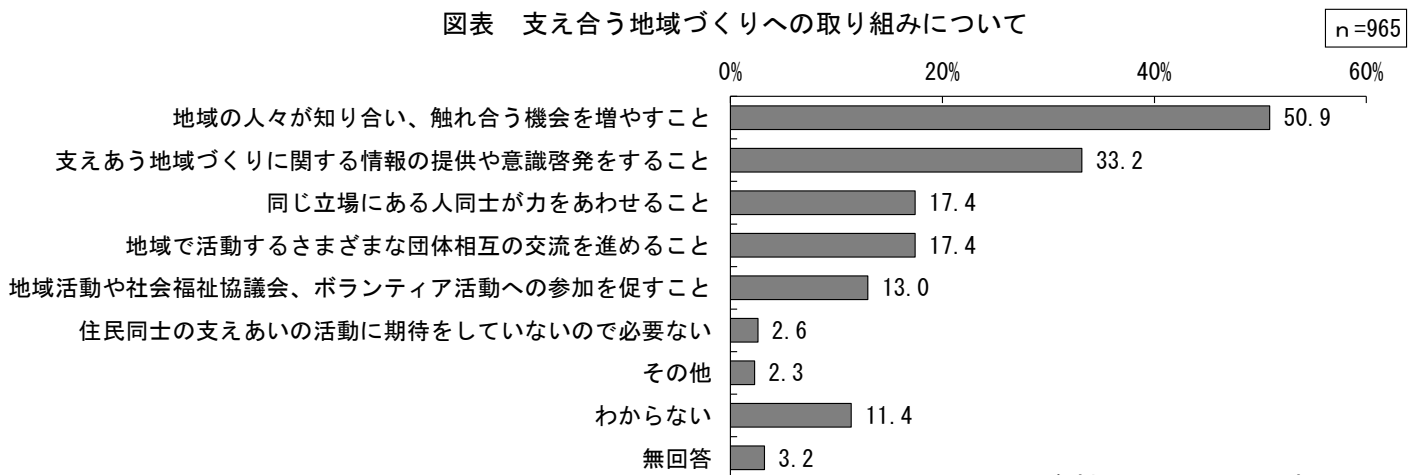


資料：アンケート調査

⑤ 支え合う地域づくりへの取り組みについて

支え合う地域づくりへの取り組みについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が50.9%と最も高く、次いで「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」(33.2%)、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」、「地域で活動するさまざまな団体相互の交流を進めること」(ともに17.4%)が上位に挙がっています。

そのため、様々な機会を利用して交流を創出し、地域での“顔の見える関係”を築いていくことが求められます。



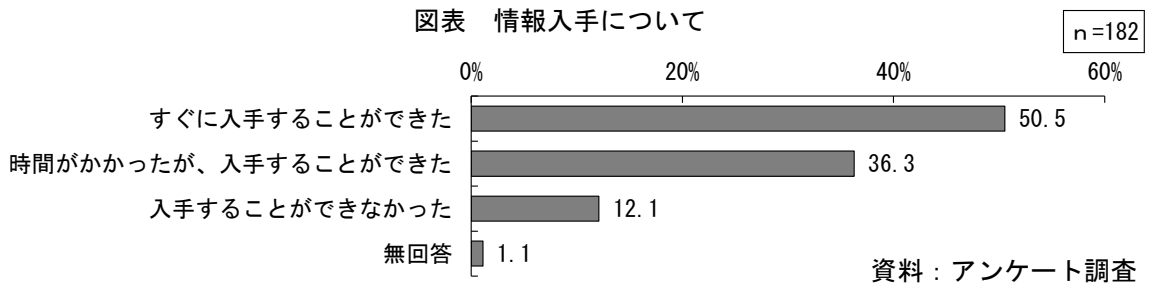
資料：アンケート調査

⑥ 市の保健福祉情報の入手について

市の保健福祉情報を必要としたことのある市民の情報入手については、「すぐに入手することができた」が50.5%と最も高くなっています。

一方で「時間がかかったが、入手することができた」(36.3%)、「入手できなかった」(12.1%)といったように、情報の入手が容易ではない現状もうかがえます。

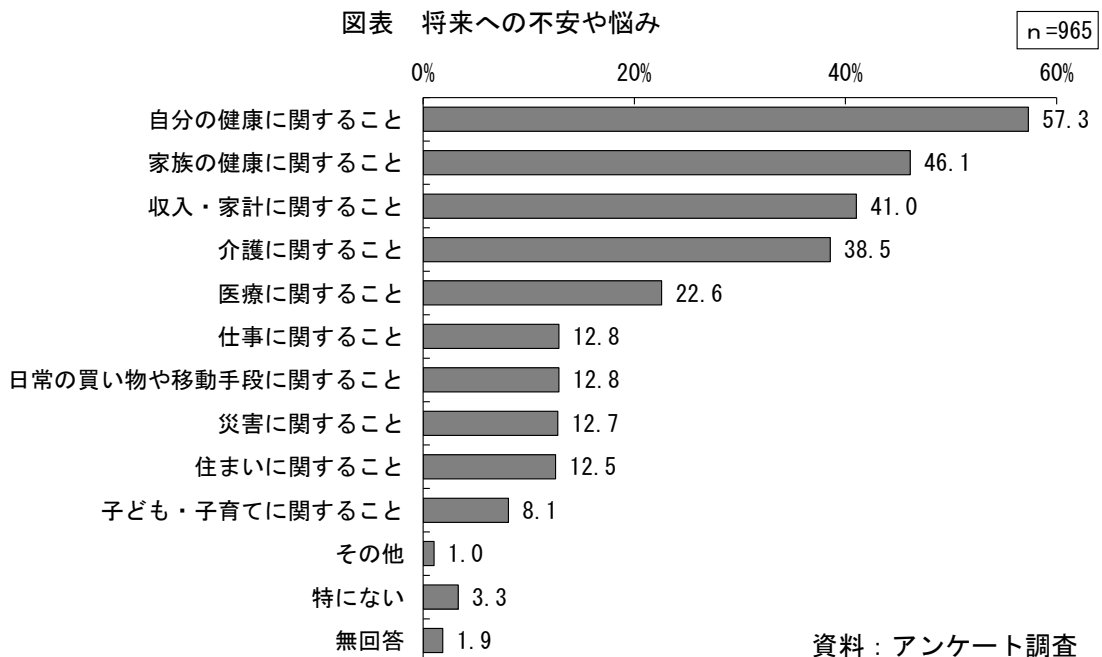
必要な情報は、世代や状況、抱えている課題等によって異なります。そのため、多様な情報発信とともに、情報の入手に結びつく手段や支援の検討が引き続き必要になります。



⑦ 将来への不安や悩み

将来への不安や悩みについては、「自分の健康に関すること」が57.3%と最も高くなっています。次いで「家族の健康に関すること」(46.1%)、「収入・家計に関すること」(41.0%)が上位に挙がっています。

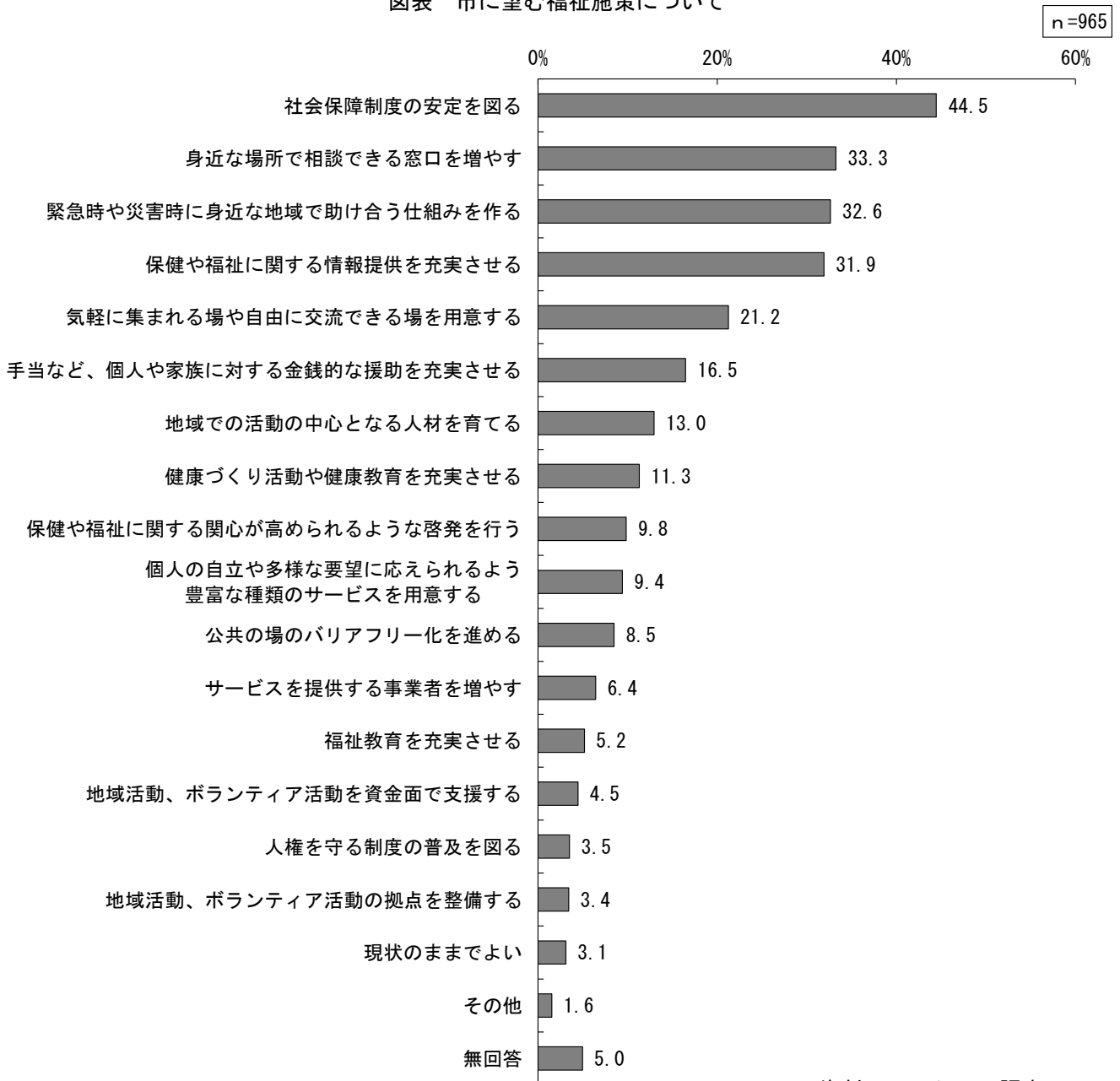
こうした不安や悩みの解消に向けて、相談しやすい体制や支援の充実を図る必要があります。



⑧ 市に望む福祉施策について

市に望む福祉施策については、「社会保障制度の安定を図る」が44.5%と最も高く、次いで「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(33.3%)、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」(32.6%)が上位に挙がっており、地域福祉をはじめ、各保健福祉分野で取り組んでいく必要があります。

図表 市に望む福祉施策について



3 地域福祉にかかる課題整理

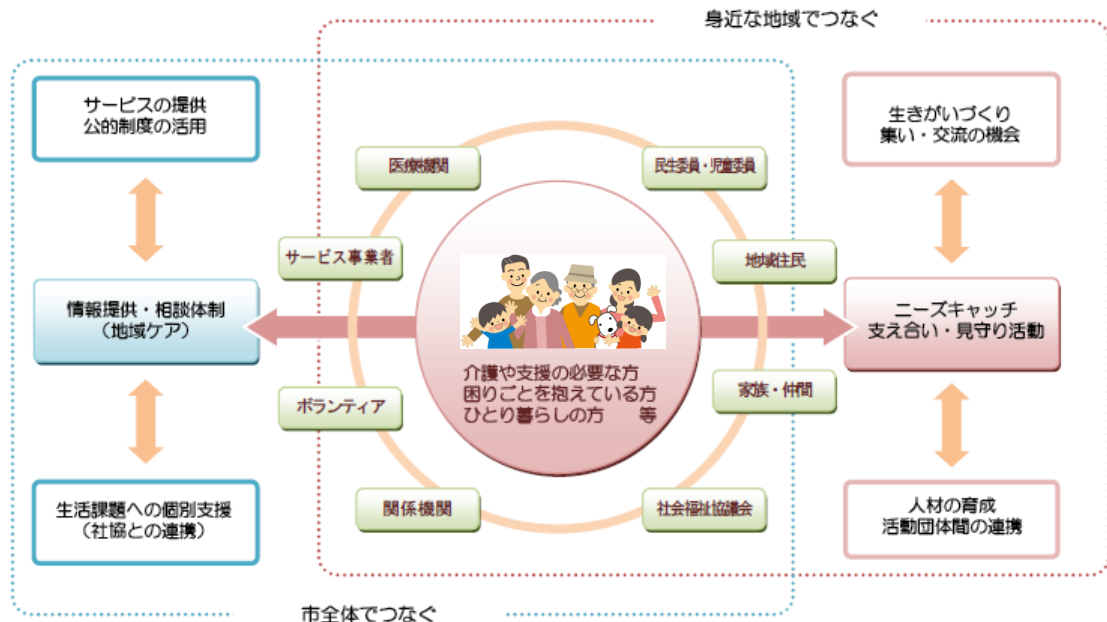
市民の抱える不安は様々ですが、比較的若い世代は「収入・家計」といった経済的な不安に対する充実を望む一方で、年齢が高齢化するなかで、「家族や自身の健康」に不安を感じ、支援の充実を望んでいます。

核家族化、少子高齢化の進行とともに、こうした自身への不安が高まる傾向は、人と人とのつながりが希薄になるなかで、社会的に孤立するといった課題を裏付ける傾向とみることもでき、地域の支え合いや支援につなげるための重層的な取り組みが求められます。

一方で、市に望む福祉施策として「身近な場所で相談できる窓口」、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組み」、「保健や福祉に関する情報提供の充実」が望まれています。

何らかの手助けや支援を必要としている方々が多く暮らしているなかで、生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障害のある人」、「子ども」といった「対象者」ではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりを持って、公的な福祉サービスを利用しながら、互いに支え合う仕組みづくりが必要です。

図表 地域の支え合いイメージ



また、今後、総人口の減少や高齢化が一層進むことから、地域福祉の一翼を担ってきた市民活動の停滞が懸念されます。

一方で、子育て不安の増大や高齢者の一人暮らし世帯や高齢夫婦世帯、後期高齢者の増加に伴う福祉ニーズの増大等が予想されます。

こうした本市の状況と今後の課題を踏まえ、社会保障制度の安定とともに、身近で良質な相談体制づくり、関係機関の協力と連携による利用者本位の福祉サービスの供給体制の充実、市民を主体とした地域で支え合う仕組みの強化といった、すべての人が地域で暮らし続けられる環境づくりが求められています。

そこで、地域福祉にかかる課題を次のとおり整理します。

(1) 地域での支え合い・地域福祉活動への参加促進に関する課題

- 多くの市民が福祉を身近に感じられるよう意識向上の取り組みが必要であり、学校教育、家庭、地域活動を通じた多様な機会が求められています。
- 小中学校等の福祉教育については、身近な地域において子どもから高齢者までの交流や、地域の福祉施設と連携し、福祉課題について学ぶ場をつくることなども重要となります。
- 今後、地域福祉推進のためには、多くの担い手が必要となってくることから、福祉意識の醸成のための福祉教育の推進や地域福祉についての広報・啓発や隣近所、異世代間、団体間の交流を深める必要があります。また、様々な地域福祉の担い手がより効果的に連携できる仕組みづくりなどを進め、身近な地域での福祉活動の担い手となる多様な人材の育成やボランティア活動の活性化を図り、地域福祉力を高める取り組みが求められます。

(2) 福祉サービスの利用に関する課題

- 困ったときにいつでも情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信や身近な相談支援体制が必要です。
- 福祉サービスの利用に関しては、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手しやすい仕組みが重要であり、適切な情報やサービスを提供できるよう、引き続き、相談支援体制や情報提供の充実が求められています。
- 特に若い世代ではインターネット等を通じて“情報を探しやすい”こと、年齢層が高まるとともに、民生委員や回覧板等“情報を受けやすい”ことが求められます。
- 権利擁護に関しては、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」との回答が半数以上を占めることから、安心して福祉サービスを利用できるようにするために、利用者の権利擁護に取り組み、福祉サービスにかかる利用援助事業や成年後見制度の活用などを図りつつ、市民生活を支援していく必要があります。

(3) 住み慣れた地域で暮らしていくための環境づくりに関する課題

- 地域における関わりや支え合いが希薄になるなかで、これからの近所付き合いでは「今のままでよい」と回答した割合が7割(68.1%)を占めるなど、親密な関わりよりも程よい関係性の持続が望まれています。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるために、いざというときには助け合うことの必要性を感じている住民が多く、高齢者については見守りも必要であるが、高齢者が地域で何らかの役割があり、生きがいを持てるような活動が必要と感じている住民が多く、地域力アップへの期待がうかがえます。
- 地域のなかで生活している高齢者、障害のある人、子育て家庭等、支援を必要とする人々が抱える様々な困りごとについて知ることが必要であり、少子高齢化が進行するなかで、今後は地域で安心して生活できるよう、地域を中心に支援の必要な方の見守りや支え合い活動を行い、必要により、市、関係機関等と連携を図りながら、地域での支え合いを通じて様々な支援につなげていくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念 (めざす地域福祉の姿)

互いに支え合う、優しさと思いやりに 満ちたまち

少子高齢化が進行するなかで、地域でのつながりを大切にし、住み慣れた地域で互いに支え合い、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉を推進することが引き続き重要です。

そこで、第1期からの基本理念を引き継ぎ、地域のつながりを大切にし、困ったときには支え合いの輪が築かれ、優しさと思いやりに満ちた生活が送れる地域づくりに取り組めます。

また、生活支援へ結びつける多様な情報提供や相談の手段を利用しながら自立をめざし、誰もが社会的な差別や偏見、疎外感を受けることなく尊重し合う、安全安心な地域づくりをめざします。

～ 地域福祉の推進に向けた3つの視点 ～

視点1：「地域での支え合い・地域活動への参加」

- ・優しさと思いやりの心の醸成
- ・互いに助けたり、助けられたりする関係の構築
- ・福祉教育、担い手育成 等

視点2：「福祉サービス利用環境」

- ・情報提供、相談等による福祉サービスの利用支援
- ・個人の尊厳や権利を守る取り組み
- ・自立した暮らしのできる支援体制 等

視点3：「地域での自立した生活のできる福祉基盤」

- ・住み慣れた地域で自立した生活のできる生活基盤
- ・防災・防犯・生活安全対策 等

2 基本目標

地域福祉の推進に向けた「地域での支え合い・地域活動への参加」、「福祉サービス利用環境」、「地域での自立した生活のできる福祉基盤」の3つの視点を踏まえ、基本理念（めざす地域福祉の姿）の実現に向けた基本目標を掲げます。

基本目標1：みんなで作る支え合いの地域づくり

誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域に住む誰もが支えたり、支えられたりする関係にあることを認識し、地域を構成する一員として、地域福祉の一端を担っているという自覚を持ち、地域福祉について理解を深めることが重要です。

地域での支え合いは、市民同士の身近な関わりのなかで「顔の見える関係」を築いていくことにあります。

そのため、地域福祉に関する市民意識の醸成を図るとともに、世代を超えて地域の人同士がつながり合い、地域の様々な課題に対して、それぞれができることを活かし、“近助”を通じて、互いに支え合う地域づくりをめざします。

基本目標2：利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり

誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、すべての市民が個人として尊重され、権利が守られるとともに、福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できることが求められます。

そのうえで、市民が日常生活のなかで何か困ったことに直面したときに、必要な福祉サービスについての情報が入手しやすいこと、気軽に相談できる窓口があることが必要です。

そのため、福祉サービスに関するわかりやすい情報提供を推進するとともに、福祉ニーズに応じた相談や支援を受け、自らの意思と判断により、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、利用しやすい福祉サービス・支援体制づくりをめざします。

基本目標3：自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり

少子高齢化の進行や生活様式の多様化等により、地域には様々な人々が暮らしており、市民生活に求められる支援は、公的な制度では対応できない困りごとや複合的な課題、いざというときに求められる支援等、多岐にわたります。

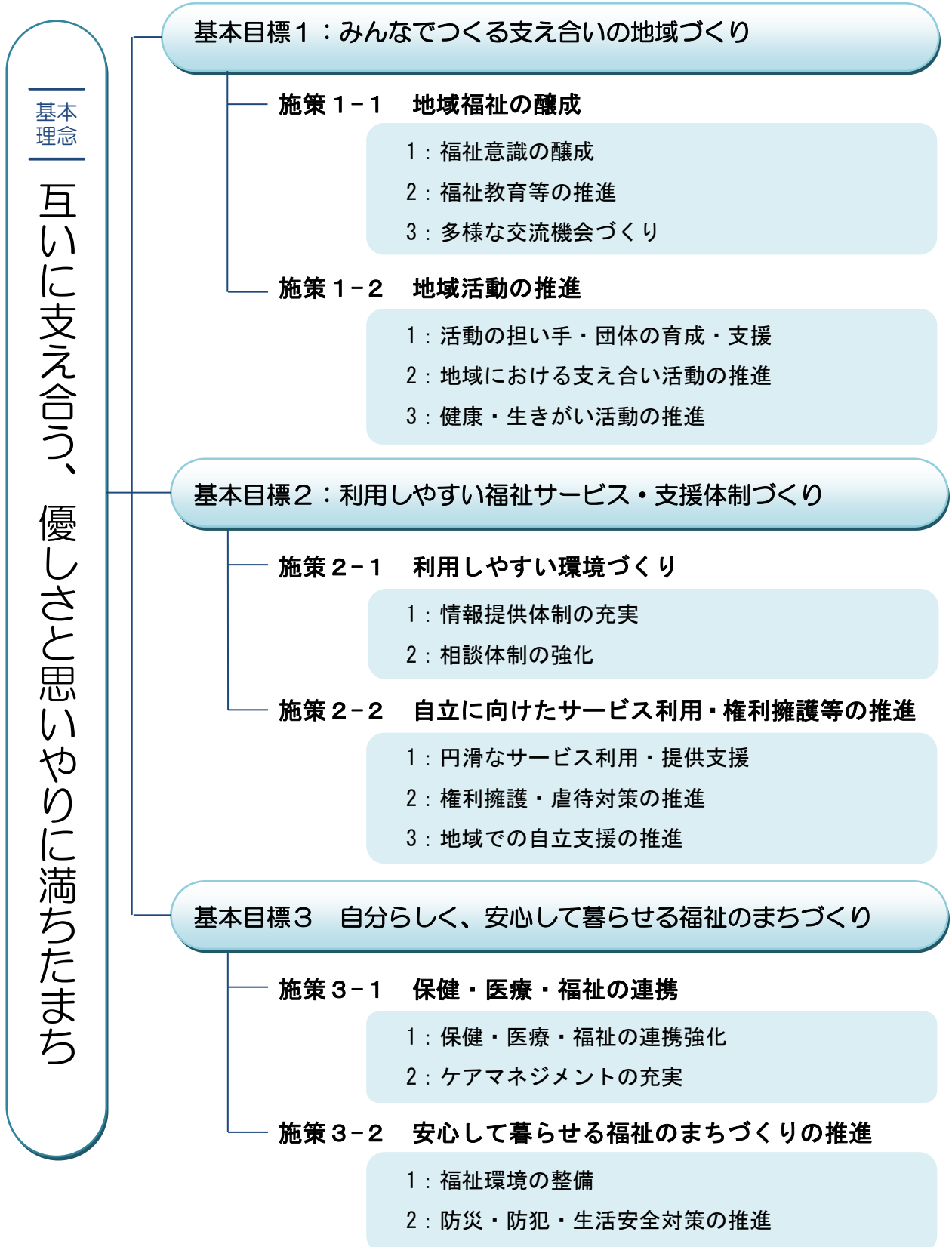
そのため、誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくために、市をはじめ、市民、関係機関等による多様な主体が連携して、支援を必要とする人を早期に発見し、個々に求められる適切な支援をつなぐ重層的なネットワークの構築を図り、市民生活を支えるセーフティネットの充実に取り組みます。

また、地域における福祉環境の整備や自然災害、犯罪、交通事故等からの被害を未然に防ぐ活動を推進し、自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

3 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

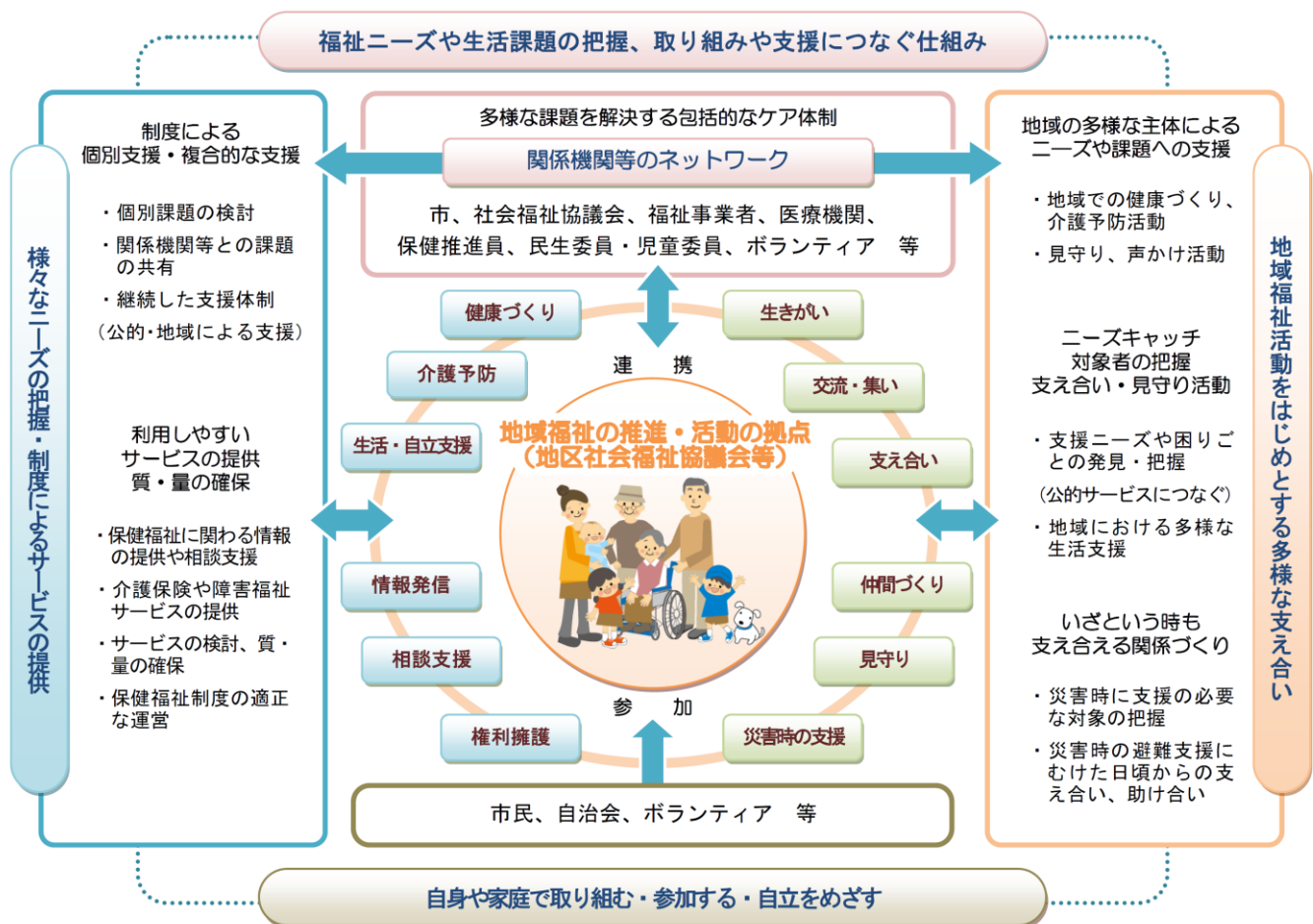
互いに支え合う地域づくりに向けて

(1) 互いに支え合う地域づくりのあり方

本計画では、互いに支え合う地域づくりに向けて「地域」という場所に主眼を置き、暮らしのなかで関わり合う人同士のつながりを通じて、優しさと思いやりを育み、様々な困りごとの支援や課題解決につなげる地域での支え合い、助け合いが機能する仕組みづくりを進めます。

また、こうした支え合いが日常だけでなく、災害時等、いざというときにも機能し、継続して地域福祉活動に取り組める地域づくりをめざします。

図表 互いに支え合う地域づくりのイメージ

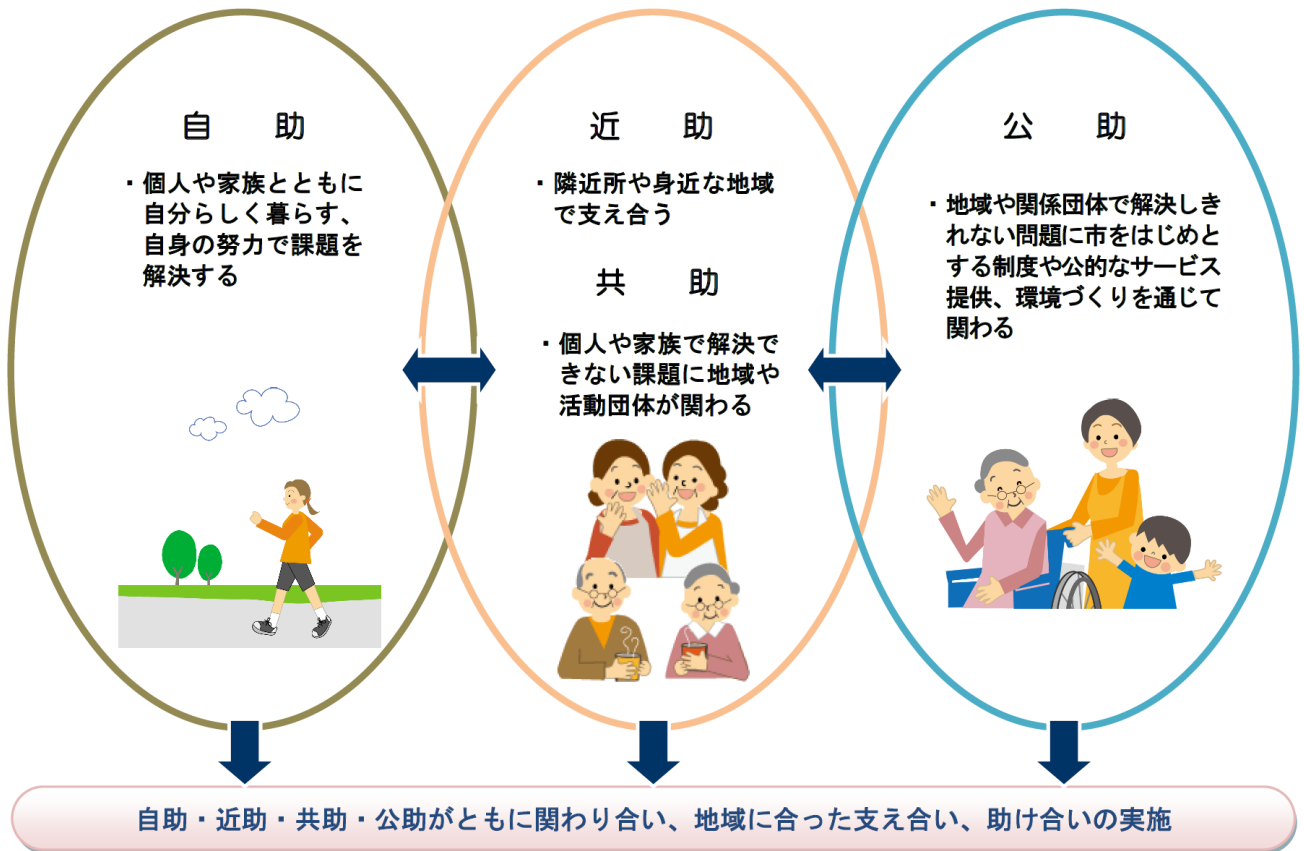


(2) 地域での支え合いの考え方（自助・近助・共助・公助）

市民が抱える困りごとや課題は多様化しています。

基本理念に掲げる地域福祉を推進するために、「自助・共助・公助」に加え、これまで培ってきた「近助」の精神を財産に、コミュニティの活性化につながる活動を支援することにより、市民・地域・市が相互に関わりながら、課題解決に向けて取り組みます。

図表 地域での支え合いの考え方（自助・近助・共助・公助）



基本目標 1 : みんなでつくる支え合いの地域づくり

施策 1-1 地域福祉の醸成

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域における支え合い、助け合いの取り組みが市内各地区で行われるためには、市民の地域福祉に関する理解を促すことが不可欠です。
- 子どもから大人まで、幅広い世代の市民が交流する機会を増やし、支え合い、助け合い活動の担い手となるよう、地域福祉の醸成を図る必要があります。
- 障害のある人や外国人等が、地域で安心して暮らし続けられるよう、相互理解を促進することが望まれます。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 地域福祉への関心や参加意識を高めるため、広報や学習機会、交流等を通じて地域福祉の醸成を図り、相互理解や活動参加への協力を促します。

施策 1-1 地域福祉の醸成

1 : 福祉意識の醸成

2 : 福祉教育等の推進

3 : 多様な交流機会づくり

[各自・地域が担う役割]

■ 自分自身、各家庭で

- 市民一人ひとりが地域福祉や地域でのできごとに関心を持ちましょう。
- 身近な地域での支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域活動や世代間交流に参加し、「顔の見える関係」をつくりましょう。

施策の取り組み方針

1：福祉意識の醸成

① 広報紙等を通じた福祉意識の啓発

- 地域福祉に関する特集記事を組むなど、広報紙や社協だより等を充実し、市民の地域福祉意識の啓発に努めます。

② 交流等を通じた福祉意識の醸成

- 世代や性別、障害の有無、国籍や文化の違う市民同士の交流機会づくりに努め、お互いに助け合い、支え合う、福祉意識の醸成を図ります。

③ 学習機会を通じた福祉意識の醸成

- 生涯学習や学校等での福祉教育等、学習機会を通じて、地域における様々な課題を共有し、市民が互いの立場を理解し、福祉や人権に対する意識の向上に取り組みます。

2：福祉教育等の推進

① 福祉教育の推進

- 小中学校からの福祉教育を推進するほか、生涯学習の場などを活用し、交流、体験等の様々な機会を通して、障害や高齢者、認知症、子育て等への理解を深める福祉教育を推進します。
- 人権教育や男女共同参画に関する啓発とともに、学校教育でのいのちを大切にせる教育を推進します。

② 心の教育の推進

- いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを進めるとともに、学校教育でのいのちを大切にせる心の教育を推進します。

③ 人権・男女共同参画の啓発

- すべての人の人権を尊重していくための人権啓発を推進します。
- 家庭や地域、職場等において男女共同参画の意識づくりに向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を行います。
- DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメントなどの暴力や性別等による差別的な扱いの根絶に向けた取り組みをはじめ、人権尊重のための意識啓発や教育に努めます。

3：多様な交流機会づくり

① 多世代による地域の行事やイベントの実施検討

- 地域における各世代の活動の機会を世代間交流の機会と捉え、合同で活動を行うことや地域の行事やイベントを協力して実施するなど、各世代が積極的に協働できるよう支援します。

② サロン等を通じた交流機会

- 市の社会福祉協議会と連携し、高齢者をはじめとする地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流のできるサロン（お茶っこ会）や福祉施設への訪問等を通じて、多様な交流につながる取り組みを検討します。

③ 子育て家庭の交流

- 地域全体で子育てしやすい環境を推進するため、育児不安を抱える母親の相談や子育てサークルの育成支援等を行います。

施策 1-2 地域活動の推進

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 生活様式や価値観の多様化に伴い、地域活動への参加意識が低くなっています。アンケート調査においても、地域社会の行事や活動への参加について約 4 分の 1 が「参加したことがない」と回答し、特に 20 歳代では「参加したことがない」が 7 割を占めるなど、市民の地域に対する関心を高めていくことが課題となっています。
- 地域の活動団体が活発に取り組むを行うために、場所や活動の支援を行うとともに、活動をけん引する人材の育成が求められます。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 地域福祉活動を実践する人材や団体の育成・支援に取り組めます。
- “近助” の関係づくりに向けて、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 地域貢献や生きがいづくり、就労等を通じて、心身ともに健康維持につながる取り組みを進めます。

施策 1-2 地域活動の推進

1：活動の担い手・団体の育成・支援

2：地域における支え合い活動の推進

3：健康・生きがい活動の推進

[各自・地域が担う役割]

■ 自分自身、各家庭で

- 自らの意思や意欲を持って、健康づくりや生涯学習、スポーツ、就労等に取り組みましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 活発な地域福祉活動につながるよう、人材の育成や他団体と連携した活動を通じて“近助” の関係づくりに取り組みましょう。
- 地域での支え合い、助け合い活動を通じて、課題解決につながる方法について検討していきましょう。

施策の取り組み方針

1：活動の担い手・団体の育成・支援

① 地域の人材の確保・育成

- 地域の健康・福祉の推進のための人材の育成とともに、市民の持つ経験や能力を活かせるよう努めます。
- 地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成に努めます。

② 福祉活動団体・NPOの育成

- 福祉活動団体の活動や運営の活性化につながるよう引き続き活動を支援します。
- 各団体が相互に連携し、活動機会や範囲の拡大につながるよう支援に努めます。

③ 認知症サポーターの養成

- 認知症に対する正しい理解の普及やその支援の仕方について知識を習得する認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の方と家族を見守り、お互いに支え合える地域づくりを推進します。

④ 当事者団体・在宅介護を行う家族等への支援

- 障害のある人やその保護者の交流等を活発にしていくため、当事者団体の育成・支援に努め、障害のある人の社会参加と障害に対する理解の促進を図ります。
- 認知症講演会や家族の集いの実施等により、在宅介護を行う家族等を支援します。

⑤ 老人クラブへの支援

- 老人クラブによる健康づくりや地域活動等、自主的な取り組みを支援します。

2：地域における支え合い活動の推進

① 身近な地域の支え合い“近助”の関係づくり

- 自治会内の概ね5～10世帯を単位とした「ご近所助け愛」の仕組みづくりを推進し、身近な地域で様々な悩みや不安を把握、解決し、支え合える“近助”の関係づくりを進めます。
- 各地域の状況に合った支え合い活動のあり方を市と地域がともに考え、見守り、安否確認、話し相手等、多様な支え合い活動の推進に努めます。
- 勤労者や企業に対する男女共同参画の普及・啓発を行い、男性も仕事を離れてボランティア活動や福祉活動に参加できるよう取り組みます。

② 地域福祉活動の場の確保

- 地区社会福祉協議会等を拠点とした地域における高齢者や障害のある人等との交流の場や福祉活動団体の活動する場を確保し、地域での支え合い、助け合いの意識の醸成に努めます。

③ 関係組織・団体間の連携強化

- 市民、関係機関、市、社会福祉協議会がそれぞれの役割分担のもと、重層的に地域の支え合い活動に関わり、「地域の福祉力」を高め、相互に連携・協働していくことができる地域づくりを進めます。

3：健康・生きがい活動の推進

① 地域福祉活動・生きがいづくり等への参加促進

- 自治会活動や地域行事、生涯学習やスポーツ活動等の機会を活用し、多くの市民が地域への関心を高め、仲間づくりや様々な地域福祉活動への参加につながるよう努めます。

② 健康・介護予防の推進

- 健康づくりや介護予防を積極的・継続的に取り組んでいくことができるよう、健康づくりを推進する人材や、地域で自主的に健康づくり活動を行うグループ育成等を通じて、健康づくりを推進します。

③ 自立を支える働く場づくり

- 高齢者や障害のある人等、自立と生きがい生まれる取り組みの一環として、働くことができる環境整備や働く場の確保に向けて、関係機関と連携しながら相談支援や情報提供、就労支援を行います。

基本目標2：利用しやすい福祉サービス・支援体制づくり

施策2-1 利用しやすい環境づくり

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 支援を必要としている市民の誰もが必要な情報を得られるよう、多様な手段で情報発信や利用者の視点に立ったわかりやすい内容で情報提供するなどの配慮が必要です。
- 市民の抱える様々な困りごとや課題を早期に発見し、適切に対応できるよう様々な情報提供とともに、地域のなかでの身近な相談から総合的・専門的な相談まで、多様化・複合化するニーズに対応した相談支援体制の強化が求められます。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 地域の情報や福祉に関する情報が必要な市民に届くよう、情報提供・広報の手段の充実を図ります。
- 地域生活における様々な相談を通じて、必要なサービスの利用や支援へつなぐことのできる相談体制の強化に取り組みます。

施策2-1 利用しやすい環境づくり

1：情報提供体制の充実

2：相談体制の強化

[各自・地域が担う役割]

■ 自分自身、各家庭で

- 様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、情報を入手しましょう。
- 不安や悩みがある場合や福祉サービスの利用等についてわからないことは、相談窓口や民生委員・児童委員等に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 市民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、支援につなげましょう。

施策の取り組み方針

1：情報提供体制の充実

① 情報提供・広報手段の充実

- 保健福祉に関する多様な情報を効果的に提供するために、広報紙をはじめ、各種パンフレット、ホームページ等、多様な媒体を活用し、情報提供手段の充実に努めます。

② 利用者の立場に立った情報提供

- 世代の違い、障害の有無、その他様々な生活上の違いにより、希望する情報や情報を得る手段は異なることから、誰もが適切に情報が得られるよう配慮し、利用者の立場に立った情報提供に努めます。

③ 身近な地域での情報提供の検討

- 制度や福祉サービスの説明等について、身近な地域でわかりやすく情報を提供する仕組みを検討します。

④ 地域福祉活動情報の発信

- 地域福祉への意識が深まり、活動への参加が円滑にできるようにするため、地域や福祉活動団体等とのパイプづくりを行うとともに、広報紙やホームページを活用し、保健・医療・福祉や地域の情報を発信します。

⑤ ボランティアセンターの充実

- ボランティア活動を希望する方の登録の受付、ボランティア活動をしたい人、必要としている人、福祉施設などからの相談、連絡調整を実施するボランティアセンターの周知とともに、きめ細やかなボランティア相談が行えるような体制づくりに努めます。

2：相談体制の強化

① 総合的な相談支援体制の充実

- 市民が抱える様々な困りごとや課題の解決、必要なサービスの適切な利用につながるよう、総合的な相談支援体制を構築し、どこで相談できるのか相談窓口をわかりやすく周知します。

② 相談窓口間の連携による情報共有

- 利用者の利便性を高めるため、様々な相談窓口から得られたニーズや相談内容を相談窓口間で共有し、総合的な対応ができる相談支援体制をめざします。
- 専門的な相談が必要な場合には、的確にその窓口につながるよう、窓口間の連携を図ります。

③ 身近な地域での相談支援の充実

- 地区社会福祉協議会を拠点とした身近な地域での福祉活動を通じて、市民の生活や福祉にかかる課題、ニーズをキャッチし、迅速に対応できる体制づくりをめざし、誰もが気軽に相談でき、総合的に情報を得られる仕組みづくりを推進します。

④ 民生委員・児童委員等の訪問活動の促進

- 民生委員・児童委員等の地域において市民の相談活動などを行う人が、きめ細やかな相談や情報提供ができるよう訪問活動を促進し、その役割の周知に努めます。

施策2-2 自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 市民が安心してサービスを選択し利用につながるよう、市はサービス提供事業者等と連携して、円滑なサービス利用を支援するとともに、福祉サービスに関する苦情に対応し、サービスの質の向上を図る必要があります。
- 福祉サービスの提供をはじめ、生活の様々な場面で権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が侵されることのないよう防止に取り組んでいく必要があります。
- とりわけ虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、そのためには、民生委員・児童委員や児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関との連携を密にした対応が求められます。
- 市民の誰もが生涯をいきいきと自分らしく過ごせるよう、生活の視点から自立に向けて幅広い分野での連携を図る必要があります。とりわけ社会的に孤立している人や生活困窮者の課題では、包括的な支援に取り組むことが重要となっています。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 市民が自らの生活のあり方を選択し、安心して利用できる仕組みを検討するとともに、必要なサービスの質・量の確保に努めます。
- 市民一人ひとりの人権を尊重し、虐待防止とともに、早期発見、解決に取り組めます。
- 生活困窮者をはじめ、誰もが自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援に取り組めます。

施策2-2 自立に向けたサービス利用・権利擁護等の推進

1：円滑なサービス利用・提供支援

2：権利擁護・虐待対策の推進

3：地域での自立支援の推進

[各自・地域が担う役割]

■ 自分自身、各家庭で

- 自らの暮らし方や支援を選択し、自立した生活を送りましょう。
- 不安や悩みは、一人で悩まずに積極的に相談するよう心掛けましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 隣近所で異変に気づいたら、関係機関へ相談、連絡・通報しましょう。
- ふだんから、隣近所や地域の人への目配り、気配りに努めましょう。
- 支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行いましょう。

施策の取り組み方針

1：円滑なサービス利用・提供支援

① サービスや支援の必要な対象者の把握

- 身近な地域での福祉活動や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。

② 福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

- 市民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供に努めます。

③ サービスの質の向上

- 福祉サービス利用者が安心して利用できるよう、事業者への実地指導やケアマネージャーに対する指導・助言・監督などを継続し、サービスの質の向上を図ります。

④ 苦情解決体制の充実

- 福祉サービス利用者やその家族に対して苦情解決制度を周知するなど、苦情解決体制の充実を図るとともに、申し出のあった苦情等の情報を活かし、サービスの質の向上につなげます。

2：権利擁護・虐待対策の推進

① 権利擁護に関する制度の周知と利用促進

- 様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）、成年後見制度の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

② 認知症対策の推進

- 市民への認知症に関する啓発を行うとともに、自身や家族、近隣の人が認知症になった場合の対応について具体的なイメージを持つことができるよう普及します。
- 認知症の早期診断、早期対応に向けた継続的、包括的な支援を行い、必要なサービス等の提供につなげます。

③ 見守り等による早期発見・通報体制の強化

- 地域で行う見守り活動やサロン（お茶っこ会）の開催を通じて、虐待や暴力に関わる要援護者や権利擁護の必要な市民の早期発見・通報体制を強化します。
- 虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や市民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。

④ 関係機関との連携強化

- すべての人の権利が尊重され、その人らしく生活できるよう地域や関係機関との連携により、虐待の早期発見や適切な対応、一貫した虐待防止の取り組みを強化します。

3：地域での自立支援の推進

① 生活困窮者への支援

- 生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を促進します。
- 地域での見守り等を通じて生活困窮者の実態把握に努めるとともに、関係機関との連携のもと、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援等により自立を促進します。
- 就労困難な社会的弱者に対し、関係機関、民間企業の協力を得ながら、就労による経済的自立を支援します。

② 高齢者への自立支援

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けることができるよう、介護保険サービスの提供とともに、各種の生活援助の実施・充実に取り組みます。
- 介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

③ 障害のある人の自立支援

- 障害のある人一人ひとりが自らの生活のあり方を決めることができるよう、サービス提供事業者等とともに、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障害福祉サービス提供ができる基盤を整備します。

基本目標3：自分らしく、安心して暮らせる福祉のまちづくり

施策3-1 保健・医療・福祉の連携

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・介護・福祉などの必要なサービスが切れ目なく提供される、包括的な地域ケア体制の構築が求められています。
- 市民生活のなかで求められる支援やサービスは様々であり、制度によるサービスでは対応が困難な方や福祉サービスの利用に自らつながることのできない方への対応も必要となっており、地域における支え合いがこれまで以上に求められます。
- 今後は公的な福祉サービスとともに、身近な地域での支援を組み合わせながら、総合的に提供し、制度の狭間にある課題解決に取り組んでいくために、多様な主体との連携が必要となります。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 支援が必要な人に早期に気づき、確実に支援につながるよう、保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体の連携による、継続的、重層的な支援に取り組みます。
- 国等の動きを見据えながら、新たな包括支援体制の構築に向けて検討を進めます。

施策3-1 保健・医療・福祉の連携

1：保健・医療・福祉の連携強化

2：ケアマネジメントの充実

[各自・地域が担う役割]

- 自分自身、各家庭で
 - 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域福祉活動で得た様々な課題を関係機関等につなぎましょう。

施策の取り組み方針

1：保健・医療・福祉の連携強化

① 保健・医療・福祉の連携

- 健康づくり、疾病予防、健康相談、訪問指導等の「保健サービス」、診療・治療等の「医療サービス」、生活援助等の「福祉サービス」が総合的に提供できるよう、保健・医療・福祉の連携に取り組みます。
- 多様化・複雑化する生活や福祉の課題に対応するため、保健・医療・福祉の連携を強化し、必要な支援につながるよう支援します。

② 保健・医療・福祉環境の整備

- 高齢者や障害のある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、必要に応じた保健・医療・福祉環境を整備します。
- 在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅での生活を継続できるよう、在宅医療の連携の仕組みづくりを進めます。
- 市民の福祉ニーズを把握し、介護保険制度による地域密着型サービスや、障害福祉サービスにおけるグループホーム等の必要な整備について検討します。

2：ケアマネジメントの充実

① 地域福祉ネットワークの構築

- 地域において支援の必要な方への見守り等、身近な地域での福祉活動の充実に努めるとともに、地区社会福祉協議会等の各地区の拠点を中心に、市民や関係機関の地域ネットワークづくりを支援します。
- 民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し、身近な地域での福祉活動を通じて、市民の様々な課題を“発見”できる仕組みづくりを進めます。
- サロン活動（お茶っこ会）や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での福祉活動を通じて、支援の必要な方の早期発見・早期ケアにつなげるために、地域と地域包括支援センターや相談支援事業者、子育て支援センター等との連携強化に努めます。

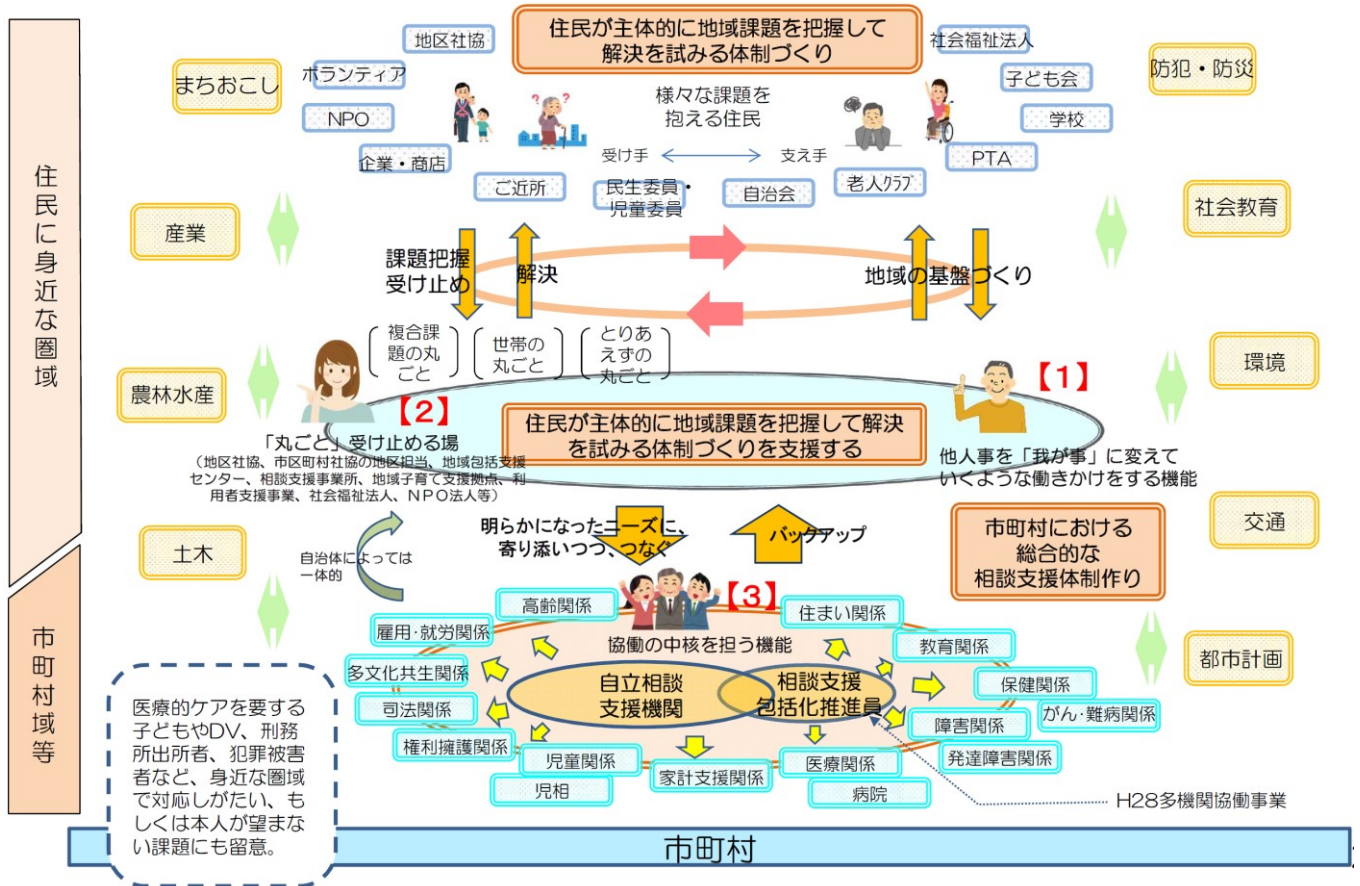
② 地域でできる支援メニューの検討

- 身近な地域での福祉活動等を通じて把握した、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援について検討します。

③ 包括的な支援体制の構築

- 国等の動きを見据えながら、地域包括ケアシステム等を着実に推進するとともに、こうした包括的な支援体制の適用を拡大し、多様な福祉ニーズや複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題に対応するため、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けた検討を進めます。
- 地域福祉活動の中核を担う包括的な支援体制の構築に向けて、体制づくりとともに、必要な人材育成に取り組みます。

図表 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



資料：厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会（地域力強化検討会）」中間とりまとめ（平成28年12月）

施策3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 誰もが自由に外出や移動ができる、安全安心で暮らしやすい生活環境が形成されていることは、地域福祉を推進するうえで重要であり、誰もが安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりが求められます。
- 近年の台風や大雨、地震等の大規模な自然災害の発生により、地域における支え合い、助け合いの重要性が認識され、避難行動要支援者の把握等、災害時の支援に向けた総合的な取り組みが必要となっています。
- 子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースが増加するなか、日ごろから様々な活動を通して防犯や交通安全活動を進める必要があります。

この施策でめざす取り組みと自身や地域の担う役割

[この施策でめざす取り組み]

- 誰もが自由に外出や移動ができるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害のある人をはじめ、市民の移動手段の確保に努めます。
- ふだんから地域で協力し合い、避難支援や必要な支援体制を整え、地域の防災力の向上に努めます。
- 様々な活動を通じて地域の安全意識を高め、防犯・生活安全対策を推進します。

施策3-2 安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進

1：福祉環境の整備

2：防災・防犯・生活安全対策の推進

[各自・地域が担う役割]

- 自分自身、各家庭で
 - 日ごろから防災用品・避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。
 - 地域で危険箇所を発見したら、市や関係機関に連絡しましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合しましょう。
 - 地域の防災訓練や防犯、交通安全活動に参加しましょう。

施策の取り組み方針

1：福祉環境の整備

① 生活空間のバリアフリー化の推進

- 公共施設については、既存施設のバリアフリー化を進めるとともに、新たに整備するものについては、*ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。

*ユニバーサルデザイン：

文化・言語・国籍の違い、年齢や性別の差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報・環境の設計（デザイン）のこと。

- 道路や歩道を整備する際は、段差の解消や安全な道路環境の整備に努めるほか、市民の誰もが自然に支え合うことができるよう、心のバリアフリー化を推進します。

② 公共交通、移動支援の検討

- 高齢者や障害のある人をはじめ、様々な人の意見を反映し、地域の状況を踏まえた公共交通をはじめとする移動支援を検討します。

③ 市民のモラルやマナーの向上

- 市民のモラルやマナーを向上するために広報・啓発に取り組むほか、子どもへの安全対策を含めた「あいさつ」や「声かけ」運動を推進します。
- 誰もが住みやすい生活環境を通じて、地域活動の活性や安全安心な地域づくりにつながるよう、清掃活動や美化活動を推進します。

2：防災・防犯・生活安全対策の推進

① 防災意識の向上

- 避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した市民への啓発、情報提供の充実を図ります。

② 避難行動要支援者名簿の整備

- 避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら避難行動要支援者名簿を整備し、定期的に更新します。

③ 地域防災訓練の実施及び避難所での支援の検討

- 災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、避難行動要支援者も参加した地域における防災訓練を実施します。
- 災害時に特別な配慮を必要とする方を対象とした福祉避難所の設置を進めるとともに、避難所での必要な支援について検討を進めます。

④ 防犯活動の推進

- 地域における防犯意識を高めるため、広報紙での啓発や講座の開催等、啓発活動に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等、自主防犯活動の展開を支援します。

⑤ 交通安全に関する活動の推進

- 子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害、または高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。

⑥ 消費者被害の防止

- 関係機関と連携し、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに、消費生活相談等により被害に遭遇した場合の相談、支援を行います。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「市民」、「地域」、「関係機関」、「市」、「市社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

また、基本理念である『互いに支え合う、優しさと思いやりに満ちたまち』の実現をめざして、各地区で行われている様々な福祉活動に対して、市は「地域福祉計画」、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

(1) 本計画の推進体制

本市では、保健福祉施策全体と整合のとれた施策の推進を図るとともに、地域福祉の推進に向けた取り組みについての進捗を点検、計画の進行管理を行い、事業化や次期の地域福祉計画、地域福祉活動計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

また、市民参加によって計画の推進状況の点検や提言、助言を行うとともに、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題等については、関係機関等とのネットワークや各分野での包括ケア体制と連携を図りながら、継続的な課題解決に取り組めます。

(2) 市民の参加による推進体制の整備

市民がサービス利用者としてだけでなく、福祉サービスの担い手として主体的に活動できる環境の整備をめざすとともに、地域で各種支え合い事業を行っている団体等の育成を図るため、研修や交流事業を実施していきます。

また、本計画における地域福祉の推進は、高齢者、障害のある人、子ども・家庭、生活困窮者といった対象別に区分されるものではなく、地域の困っている人を発見し、可能な場合は地域で支え合い、市をはじめとする関係機関への相談、適切なサービスにつなげることが重要です。

市民一人ひとりが、“地域福祉の担い手”であり“支えが必要となる対象”であることを意識し、支え合いに参加することが特に重要となります。

一方で、少子高齢化の進行等を背景に、地域を主体とする支え合いにも限界があります。そのため地域福祉の推進にあたっては、地域の多様なニーズをすくい取るために行政と地域が協働して、地域の現況を踏まえながら互いに支え合う地域のあり方とともに考えながら取り組んでいくことが求められます。

2 個別計画での取り組み方針

地域福祉の推進に向けて、各分野別に取り組む方向性をまとめます。

(1) 健康づくり

健康づくりに積極的・継続的に取り組んでいくことができるよう、健康診査やがん検診等について、受診環境の整備を進めるとともに、生活習慣病予防に向けて、健康情報の発信や各種健康教室の開催等の支援を展開し、市民が自らの健康状態の把握と健康管理に取り組み、生活習慣の改善や治療に結びつくよう支援します。

さらに、健康づくりを推進する人材や、地域で自主的に健康づくり活動を行うグループの育成等を通じて、地域からの健康づくりの促進を図り、健康づくり活動を継続して実践できる環境づくりに取り組みます。

(2) 子育て支援

親が喜びと自信を持って子育てをすることができるよう、子育て家庭の集う場の提供等、親同士の交流を促進し、地域で孤立することのないよう働きかけていきます。

また、市民の子育てへの関心や協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていく仕組みづくりを進め、市民一人ひとりが地域の一員として、子育てを見守り・協力し合っていけるまちづくりをめざします。

また、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠・出産への悩みや不安を持つ人が気楽に相談できる「ワンストップ拠点（子育て世代地域包括支援センター）」を立ち上げ、切れ目のない支援に努めます。

(3) 障害福祉

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、適切なサービス基盤の整備とともに、市の相談窓口を充実し、障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、地域で自立した生活を送るために必要なサービス情報の提供をはじめとする支援体制を整備します。

また、障害のある人の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、福祉サービスのみならず、保健・医療・教育・就労等を含めた様々な支援を障害の特性や必要性に応じて総合的・継続的に行うケアマネジメント体制を整備していきます。

(4) 高齢福祉・介護保険

地域に暮らす高齢者が、介護が必要になる前の段階から介護予防に主体的に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすための支え合いやボランティア等によって行われる支援（インフォーマルサービス）の提供体制等、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

また、認知症対策として認知症サポーターをはじめとする、認知症高齢者を支える地域づくりを推進します。

さらに、世代間の交流や地域における交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいや社会参加、仲間づくりへの支援の充実を図るほか、地域の高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を活かし、地域で活躍できるような機会の確保に努め、身近な地域で気軽に参加・活動できる仕組みづくりを進めます。

(5) 安全安心な地域づくり

年齢、性別、障害の有無等を超えて理解を深め、互いの違いを認め合い、その人らしい生き方を尊重して地域のなかで共生していこうという心や、優しさや思いやりを持った支え合う意識の育成をめざしていくとともに、地域、学校、市社会福祉協議会等が協働して、福祉教育の充実を図ります。

また、地域福祉を推進する担い手としての市民の福祉意識の醸成に向けて、市民の地域への理解や関心を高めるとともに、市民が地域のことを知り、身近な課題や日常生活上の福祉ニーズに対する“気づき”を共有していくことができるよう、地域福祉に関する広報・啓発や学びの場づくりを進めます。

一方で、地域には、様々な理由から困難を抱える人がいます。

こうした地域の身近な課題を共有し、課題解決につなげていくことができる地域づくりを実現するためにも、地区社会福祉協議会を拠点とした支え合いや助け合い、交流機会の推進を図るとともに、市社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉を推進する資源となる人材、活動団体、民生委員・児童委員、サービス提供事業者等によるネットワークづくりに取り組み、それぞれの役割分担のもと、相互に連携・協働していくことができる、地域力の高いまちづくりをめざします。

さらに、いざというときの暮らしの安全安心を確保するためにも、防犯活動や災害時に特別な配慮を必要とする方等を支える地域のサポート体制づくりなど、地域ぐるみによる安全対策の充実を図ります。

栗原市地域福祉計画

〔第3期〕

発行：平成29年3月

編集・発行：栗原市 市民生活部社会福祉課

〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

電話：0228-22-1340

FAX：0228-22-0340

ホームページ：http://www.kuriharacity.jp/